

事務処理要領

(令和6年4月24日 改定)

一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金

《 目 次 》

第 1	用語の定義	1
第 2	対象配合飼料及び対象畜産経営者	2
Ⅰ	対象配合飼料	2
Ⅱ	対象畜産経営	3
第 3	加入（定款第 5 条～ 8 条・業法第 6 条）	3
Ⅰ	加入の手続	3
Ⅱ	全国連（1 号会員）の副申	3
第 4	価格差補填契約	4
Ⅰ	基本契約の締結（業法第 5 条、第 6 条）	4
1.	基本契約の期間	4
2.	期中加入について	4
3.	基本契約の締結期限、及び締結年月日	4
4.	基本契約締結上の留意事項	4
Ⅱ	数量契約の締結（業法第 7 条、第 8 条）	5
1.	数量契約締結の内容	5
2.	数量契約締結の手続	6
3.	数量契約締結上の留意事項	6
Ⅲ	数量契約の変更又は解約	7
1.	変更（業法第 9 条）	7
2.	解約（業法第 10 条第 2 項）	7
3.	変更又は解約の手続	8
4.	生産者の名義変更の手続き	9
第 5	補填積立金	9
Ⅰ	通常補填積立金の負担区分と単位数当たりの額（業法第 11 ～ 12 条）	9
Ⅱ	別途納付金（業法第 6 条の 2、価格差補填契約実施基準 4 (1)）	9
Ⅲ	異常補填積立金（業法第 15 条の 7、8）	9
Ⅳ	通常補填積立金の徴収と納入（業法第 13 条）	9
第 6	補填金の交付	10
Ⅰ	補填金の請求（業法第 19 条～第 20 条、第 23 条の 7～8）	10
Ⅱ	補填金の交付（業法第 21 条～第 23 条、第 23 条の 9～11）	12
第 7	基金間移動	14
Ⅰ	移動の申請（業法第 9 条の 2）	14
Ⅱ	契約の締結	15
Ⅲ	別途納付金について	15

第8	80%ルール	15
第9	その他の基金事務処理上の留意点	18
I	受領印の押印	18
II	四半期別の整理・整頓	18
III	経理処理について	18
IV	基金関係書類の保存期間	19
1.	契約書、証憑書類、伝票、台帳	19
2.	補助金関係	19
V	積立金及び補填金の税務上の取扱い	19
VI	契約書の印紙について	19
附 則		20
TMR 飼料に関する補足規則		23
1	TMR 飼料の定義	23
2	基金の対象とする TMR 飼料の基準	23
3	多汁質原材料の取扱い	23
4	TMR 飼料全体が配合飼料としての要を満たさない場合	23
5	基金対象 TMR 飼料の対象割合の表示及び利用者への通知	24
6	TMR 飼料の製造施設について	24
附則		24
TMR 表示表例－1		25
TMR 表示表例－2		26
TMR 表示表例－3		27
80%ルール確認書		
「配合飼料基金数量契約の未継続・数量減少理由に関する確認書」		28
附則「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における手続き」		30
附則「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業の手続き」		39

一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金業務方法書に基づく事務処理は、この要領の定めるところにより行うものとする。

ただし、この要領により難しい場合は、別に基金が定めるところによる。

第1 用語の定義

1. 機 構 (公益社団法人 配合飼料供給安定機構の略称)
2. 基金又は畜産基金
(一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金の略称)
3. 全 国 連 (全国酪農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、
日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会の総称)
4. 1号会員 (基本契約締結前の上記の連合会の略称)
5. 契約会員 (基本契約締結後の上記の連合会の略称)
6. 2号会員 (基本契約締結前の農業協同組合連合会又は農業協同組合の略称)
7. 4号会員 (基本契約締結前の全国連、農業協同組合連合会又は農業協同組合以外の会員の略称)
8. 加入会員 (基本契約締結後の2号会員並びに4号会員の略称)
9. 単 協 (農業協同組合連合会の直接の構成員である農業協同組合の略称)
10. 加入単協 (2号会員である農業協同組合連合会と基本契約締結後の上記単協の略称)
11. 畜産経営者 (基本契約及び数量契約締結前の畜産経営者)
12. 加入生産者 (基本契約及び数量契約締結後の畜産経営者)
13. 単 協 等 (単協又は4号会員の略称)
14. 業 法 (業務方法書の略称)
15. 基金内移動 (畜産基金の1号会員間で契約の移動があること)
16. 基金間移動 (畜産基金から全農基金、商系基金へ契約を移動すること)
17. 組合長等 (上記単協等の代表者の略称)

第2 対象配合飼料及び対象畜産経営者

I 対象配合飼料

補填の対象とする配合飼料とは、次の(1)から(4)までの条件をすべて満たすものとする。

- (1) 基金の1号会員が供給する配合飼料とする。
- (2) とうもろこし、こうりゃん等の穀類の区分に属する原材料を必須とし、大豆油かす等の植物性油かす類、ふすま等のそうこう類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなるものとする。ただし、これらの区分に属する原材料が3種類以下の飼料を除くものとする。
- (3) 上記に記載する4区分に属する原材料が合せて50%以上配合されている必要がある。
ただし、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳 及び 濃縮ホエーたん白 の配合割合の合計が50%以上配合された飼料を除くものとする。(具体例として、下に掲載する判別例を参照のこと。)
- (4) 鶏、豚、牛、うずら、又は業務方法書の細則によるその他畜種を対象とする飼料であることとする。
- (5) 粗飼料や食品副産物を配合したTMR飼料等にあつては、別に定める「TMR 飼料等に関する補足規則」による。
- (6) 補填の対象とならない配合飼料を供給する1号会員は、年度始めに基金及び当該飼料を利用する2号会員又は4号会員に対して、補填対象とならない銘柄を明示することとする。年度途中で新たに供給が開始された銘柄のうち基金の補填対象とならない銘柄については、都度知らしめることとする。(補填の対象となる配合飼料の銘柄を通知することでも可能とする。)

配合飼料の判別例

	穀 類	そうこう類	植物性油かす類	動物質性飼料
	必須区分	任 意 区 分		
原 材 料 名 の 例	とうもろこし	ふすま	大豆油かす	魚粉
	こうりゃん	米ぬか	なたね油かす	乾燥ホエー
	小麦	大麦ぬか	あまに油かす	脱脂粉乳
	大麦	コーングルテンフィード	綿実油かす	全脂粉乳
	ライ麦	ビールかす	やし油かす	ゼラチン
	えん麦	しょう油かす	落花生油かす	濃縮ホエーたん白
	米	大豆皮	大豆ホエー	フィッシュソリュブル
	あわ	焼酎かす	小麦グルテン	フェザーミール
	等	等	等	等

穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料の原材料の配合割合の合計が50%以上であることが前提となる。

その上で、以下の配合割合事例の判定をすると

	穀類	そうこう類	植物性油かす類	動物質性飼料	判定	判 定 理 由
原 材 料 数	4	0	0	0	×	区 分 不 足
	3	1	0	0	○	
	2	1	1	0	○	
	1	1	1	1	○	
	1	3	0	0	○	
	3	0	0	0	×	区分不足＋原材料不足
	2	0	0	1	×	原材料不足
	1	1	1	0	×	原材料不足
	0	2	1	1	×	必須区分不足

Ⅱ 対象畜産経営者

基金に加入できる対象畜産経営者とは、鶏、豚、牛、うずら又はその他の畜種を常時一定以上飼養し、配合飼料の価格変動リスクを負いつつ、畜産物を生産・販売することにより畜産経営を営む者とする。ただし、預託契約等により、家畜の飼養自体は他の者に行わせて経営を行っている者は対象畜産経営者とする。

なお、国又は地方公共団体の試験場及び研究機関、その他類似の機関は原則として対象とならない。

第3 加入（定款第5条～第8条、業法第6条）

全国連（1号会員）と直接契約できる2号会員又は4号会員が基金へ加入しようとするときは、基金の正会員（入会預り金1口：1万円以上）となる必要がある。

I 加入の手続

1. 新規加入の場合（定款第6条、第7条）

- (1) 入会預り金 1口（1万円）以上を払込むこと。
- (2) 提出書類
 - ① 加入申込書（指定様式）
 - ② 定款（法人でない4号会員は規約でも良い。）
 - ③ 登記簿謄本又は同抄本（法人でない4号会員は代表者のもの。）
 - ④ 直近時の業務報告書及び事業計画書

II 全国連（１号会員）の副申

全国連（１号会員）と直接契約できる２号会員又は４号会員が基金へ加入しようとするとき、会員が脱退しようとするとき、並びに会員が入会預り証書に関する申込みをしようとするときは、関係する全国連（１号会員）は、基金理事長あてに副申をすること。

第４ 価格差補填契約

I 基本契約の締結（業法第５条、第６条）

１．基本契約の期間

基本契約の期間は４年間であり、契約期間の開始前に基本契約書を締結する。

２．期中加入

基本契約期間の途中で加入する場合は、残余の期間について基本契約書を締結する。

３．基本契約の締結期限及び締結年月日

各段階ごとに行う契約締結期限の目標は下記のとおりとする。

(1) ２号会員が農協の場合及び４号会員の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協（２号会員） 又は４号会員	様式１	～３／５
②農協（２号会員） ⇔ 全国連（１号会員） 又は４号会員	様式２	～３／１５

(2) ２号会員が連合会の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協	様式１	～３／５
②農協 ⇔ 連合会（２号会員）	様式２	～３／１０
③連合会（２号会員）⇔全国連（１号会員）	様式２	～３／１５

(3) 全国連では

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
全国連（１号会員） ⇔ 基金	様式３	～３／２０

４．基本契約締結上の留意事項

- (1) 畜産経営者と全国連との契約締結は認められていないこと。
- (2) 畜産経営者と連合会の契約締結がある場合は、畜産経営者と単協等との契約に準じて処理すること。
- (3) 畜産経営者と単協等との基本契約書（様式１）及び（様式１の別表；個人別一覧）は、単協

の組合長又は4号会員の代表者が責任をもって保管しておくこと。

なお、その保管において、基本契約書（様式1）と（様式1の別表）は必ず対にして保管すること。

- (4) 事業年度途中の加入は認められない。よって、基本契約は、必ず事業年度開始前にそれぞれの段階で契約しておくこと。

- ① 畜産経営者が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに単協等と基本契約を締結する。

ただし、後述する基金間移動における移動生産者が事業年度途中の下期から転入してくる場合の基本契約書第1条に定める数量契約締結時期は、「事業年度の開始前」を「下期開始前」に読み替えるものとする。

- ② 単協等が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに2号会員等と基本契約を締結する。

ただし、後述する基金間移動における転入生産者が所属する単協等が会員でない場合には、事業年度途中の下期から転入のための加入申請を行い、契約締結が認められる。

なお、その場合の第1条の数量契約開始時期についても、上記①のただし書きと同様とする。

- (5) 任意組合、農事組合法人、会社等が4号会員となっていない場合は、1号会員と直接契約できない。従って2号会員である単協又は2号会員である連合会の加入単協と基本契約を締結すること。

- (6) 基本契約書は、当該基本契約期間終了後、7年間保存すること。

- (7) 商流変更等により畜産経営者が締結する契約先が変更となる場合は、基本契約の移管を必ず実施すること。

- (8) 事業年度の下期から基金間移動により、転入してくる畜産生産者との数量契約書の締結期間は、当該年度の残余の期間とする。

- (9) 基金間移動による転入を含め、新規加入畜産経営者の基金加入は、1号会員が「新規加入畜産経営者事前確認表（様式 新規加入確認表）」を用いた事前確認を実施し、業務方法書第6条第2項で定めによる「新規加入畜産経営者確認申請書（様式 新規加入申請）」により基金の加入承認を得た後に当該新規加入畜産経営者と基本契約を締結し、次項の「Ⅱ 数量契約の締結」に基づき数量契約を締結すること。

- (10)「業務方法書 附則（令和5年1月27日理事会決議）Ⅱ」及び当事務処理要領「第8 80%ルール」において規定した「返還対象者」は、他基金における返還対象者であり返還未返納である場合、他基金への返還も完了するまで当基金との加入契約の締結はできないこと。

Ⅱ 数量契約の締結（業法第7条、第8条）

基本契約に基づき、1年ごとに、年度開始前に次の要領で締結すること。

1. 数量契約締結の内容

- (1) 個々の加入生産者ごとに、飼養頭羽数に応じた全畜種合計数量を四半期別に契約する。（数量契約で^{ゼロ}0の数量は無効とする。ただし、放牧等により配合飼料を利用しない期間がある場合や年度途

中に廃業を予定している場合は、所属する組合長等の承認により、当該期間の数量を^{ゼロ}0とすることができる。また、廃業の場合、組合長等は年度終了後基金へ廃業証明書を提出しなければならない。なお、複数畜種を飼養する加入生産者の契約数量は、畜種ごとに数量を記入すること。）

(2) 畜種別内訳

次の種類とする。

鶏、豚、牛、うずら、その他家畜（食用に供する畜産物を生産する家畜）

- (3) 単協は、個々の畜産経営者の契約数量の合計（単協の直営牧場等で配合飼料を使用している場合は、その数量を加えた数量）で連合会又は、全国連と契約するというように、必ず段階別に積み上げた契約数量であること。

2. 数量契約締結の手続

基本契約と同順路、同締結期限で次の方法で締結すること。

(1) 2号会員が農協の場合及び4号会員の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協(2号会員) 又は4号会員	様式4	～3/5
②農協(2号会員) ⇔ 全国連(1号会員) 又は4号会員	様式5	～3/15

(2) 2号会員が連合会の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協	様式4	～3/5
②農協 ⇔ 連合会(2号会員)	様式5	～3/10
③連合会(2号会員) ⇔ 全国連(1号会員)	様式5	～3/15

(3) 全国連では

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
全国連(1号会員) ⇔ 基金	様式6	～3/20

3. 数量契約締結上の留意事項

- (1) 畜産経営者と全国連との契約締結は認められていないこと。
- (2) 畜産経営者と連合会の契約締結がある場合は、畜産経営者と単協等との契約に準じて処理すること。
- (3) 畜産経営者と単協又は4号会員の数量契約書（様式4及び別表）は、単協の組合長又は4号会員の代表者が責任をもって保管しておくこと。

なお、その保管において、別表Aの場合には、様式4とその別表Aを必ず対にして保管し、別表Bの場合には、その別表Bを取りまとめた数量契約書と一緒にして保管すること。

- (4) 任意組合、農事組合法人、会社等が4号会員となっていない場合は、1号会員と直接契約できな

い。従って、2号会員である単協、又は2号会員である連合会の加入単協と数量契約を締結すること。

- (5) 毎事業年度に「あらたに加入する生産者の契約数量」は、数量記載欄に（ ）を附して記載し、（ ）の上に（ ）内の数量を加えた契約数量を記載すること。
- (6) 農協又は4号会員（以下農協等という。）は、畜産経営者との数量契約締結時にあって、当該経営者が畜産業を営んでいることを確認する。このため、当該経営者が生産している畜産物の直近の生産を示す証拠書類を、農協等における伝票又は当該経営者が提出する伝票等により確認し、その写しを数量契約書裏面に添付することとする。また、当該経営者の農場に出向く等の確認しなければならないこととする。なお、畜産物の生産を示す証拠書類としては、乳代精算書、肉畜仕切書、鶏肉・鶏肉等販売伝票等、当該畜産経営者が畜産経営を行っていることを客観的に証明できる書類とする。また、肥育牛にあっては、（独）家畜改良センターが管理する牛個体識別台帳からの帳票も証拠書類とできるものとする。
- (7) 事業年度の下期から転入してくる畜産生産者との数量契約書の締結期間は、当該年度の残余の期間とする。
- (8) 事業年度の下期から基金間移動により、転入してくる生産者が所属する単協等が、基金の会員でない場合、当該単協等は、基金への加入申請を行い、かつ、一号会員と基本契約及び数量契約を結ばなければならない。なお、その契約期間は当該年度の残余の期間とする。
- (9) 数量契約書の保存期間は、当該数量契約書を含む基本契約書の保存される期間とする。
- (10) 数量契約にあたって、別途準備したチェックリストにより適正な契約が行われていることを確認すること。
- (11) 締結できる契約対象数量の最小単位は、四半期につき 10kg 単位とする。

Ⅲ 数量契約の変更又は解約

1. 変更（業法第9条）

災害の発生その他特別の事由で、加入生産者が契約の一部を減らすことを文書で単協、2号会員等、1号会員を経て基金に申し込んだ場合、当該申請を基金が承認することにより、基金は変更を承認した当該四半期以降に係わる積立金について、変更後の数量に相当する積立金の額とすることができる。

同様に、基金間移動に係る契約数量の変更についても、畜産経営者の申請を基金が承認することにより、変更後の数量に相当する積立金の額とすることができる。

2. 解約（業法第10条第2項）

加入生産者が廃業等やむを得ない事由で、契約数量の全量について解約を文書で単協、2号会員等、1号会員を経て基金に申し込んだ場合、当該申請を基金が承認することにより、基金は解約を承認した当該四半期以降に係わる積立金について、納入を免除することができる。

3. 変更又は解約の手続

(1) 変更又は解約の申請は、別紙様式の申請書により以下の手順で行う。

① 2号会員が農協の場合及び4号会員の場合

提出先	提出書類
農協(2号会員)⇒全国連(1号会員) 又は4号会員	配合飼料価格差補填数量契約変更・解約申請書 (変更又は解約する生産者の捺印及び農協の組合長又は4号会員の代表者の証明書が必要。)

② 2号会員が連合会の場合

提出先	提出書類
①加入農協 ⇒ 連合会(2号会員)	上記の提出書類を添付
②連合会 ⇒ 全国連 (2号会員) (1号会員)	上記の提出書類を添付

③ 全国連では

提出先	提出書類
全国連(1号会員) ⇒ 基金	上記の提出書類を添付

(2) 変更又は解約の申請手続の期限は、下記のとおりとする。(積立金の請求日との関連があるので、変更解約の対象となる四半期の開始前までに行う)

	契約変更または解約の対象となる四半期		
	第2四半期 7～9月期以降	第3四半期 10～12月期以降	第4四半期 1～3月期以降
加入生産者 ～ 単協等	5月10日	8月10日	11月10日
単協等 ～ 2号会員 (加入生産者 ～ 2号会員)	5月20日	8月20日	11月20日
2号会員 ～ 1号会員 (単協 ～ 1号会員)	5月末日	8月末日	11月末日

(3) 申請書は変更又は解約する加入生産者の捺印と農協の組合長又は4号会員の代表者の証明書を添付して、単協－2号会員等－1号会員経由で基金に提出する。

(4) 変更(解約)の承認は、別紙様式の承認書により、基金で承認後、直ちに申請と逆の順路で通知する。

(5) 上記(2)の申請手続の期限以降に、加入生産者が次の①から④の事由に該当した場合、契約の変更又は解約(以下「追加数量変更」という。)の申請を行うことができる。ただし、申請期限は下記のとおり。

- ① 基金契約者の死亡(又は行方不明)により、廃業となる場合
- ② 基金契約者の破産等により積立金が納付できない場合
- ③ 風水害等の天災、もしくは火災により被害が生じた場合
- ④ 家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令がだされた場合

	契約変更又は解約の対象となる四半期
--	-------------------

	第 2 四半期 7～9 月期以降	第 3 四半期 10～12 月期以降	第 4 四半期 1～3 月期以降
1 号会員への申請期限	6 月 20 日	9 月 20 日	12 月 20 日
基金への申請期限	6 月 25 日	9 月 25 日	12 月 25 日

(6) 申請期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

4. 生産者の名義変更の手続き

基本契約及び数量契約期間の年度途中において生産者が死亡又はその他の事由で名義変更する場合は、その時点で別紙「畜産経営者（生産者）氏名変更届」を参考に作成し、基本契約書並びに数量契約書に添付する。

第 5 補填積立金

I 通常補填積立金の負担区分と単位数量当たりの額（業方第 11 条、第 12 条）

通常補填積立金の額は、年度開始前に評議員の意見を聴き、かつ、理事会で議決したトン当たりの額とし、その負担区分については業務方法書に定められており、年度開始前に会員に通知する。

II 別途納付金（業方第 6 条の 2、配合飼料価格差補填契約実施基準 4 (1)）

1. あらたに加入する畜産経営者は、既加入生産者が納入する積立金以外に、当該年度開始前に評議員会の意見を聴き、かつ、理事会で議決した別途納付金を加算して納入する。
2. 別途納付金とは、あらたに加入する畜産経営者が、あらたに加入する事業年度開始時において既加入している加入生産者の持分財産たる通常補填準備財産に繰越額がある場合、その繰越額に応じて別途に納付する積立金である。

別途納付金の算出式は、業務方法書別紙の「配合飼料価格差補填契約実施基準」4 (1)により算出される額とする。

III 異常補填積立金（業方第 15 条の 7、8）

年度ごとに政府予算で決定される配合飼料価格安定対策事業費（国庫補助金）と同額を、当基金、全農基金、商系基金が安定機構と締結した交付契約の割合（当初契約数量の比率）で積立てる。基金の請求に基づき 1 号会員が基金に納入し、基金は納入された積立金全額を、安定機構に納入する。

IV 通常補填積立金の徴収と納入（業方第 13 条）

1. 補填積立金の計算

補填積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。

計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。

2. 徴収及び納入の期限は下記のとおりとする。

	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
--	---------	---------	---------	---------

加入生産者 ～ 単協等	3 月 20 日	6 月 20 日	9 月 20 日	12 月 20 日
単協等 ～ 2 号会員 (加入生産者 ～ 2 号会員)	3 月 25 日	6 月 25 日	9 月 25 日	12 月 25 日
2 号会員 ～ 1 号会員 (単協 ～ 1 号会員)	3 月 末 日	6 月 末 日	9 月 末 日	12 月 末 日
1 号会員 ～ 基金	3 月 末 日	6 月 末 日	9 月 末 日	12 月 末 日

- (1) 基金は四半期開始前月上旬に、全国連（1 号会員）に請求書を送付する。ただし、追加数量変更の申請があった場合は、逐次請求書を送付する。
- (2) 2 号会員（連合会、農協）並びに 4 号会員では、払い込まれた生産者負担分に自己負担分を加えて、全国連（1 号会員）の指定した日までに納入すること。
- (3) 全国連（1 号会員）では、基金に 3・6・9・12 月の末日までに納入すること。
- ① 納入期限が金融機関の休業日の場合は、前営業日に繰り上げる。
- ② 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に係る契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補填積立金と同時に徴収し、上記表の第 2 四半期と同じ手順で納入する。
- ③ 基金が認めたときは、第 1 四半期分の納入期限を以下のとおりとする。

	第 1 四半期
加入生産者 ～ 単協等	4 月 20 日
単協等 ～ 2 号会員 (加入生産者 ～ 2 号会員)	4 月 25 日
2 号会員 ～ 1 号会員 (単協 ～ 1 号会員)	4 月 末 日
1 号会員 ～ 基金	4 月 末 日

(4) 留意事項

- ① 補填積立金を購入数量に応じて徴収することはできない。
- ② 生産者分を単協等で負担したり、立替えたり、配合飼料価格に上乗せしたり、又は補填金と相殺したりすることはできない。

3. 異常補填積立金

全国連（1 号会員）は各四半期末までに当該四半期分を基金に納入する。当該四半期末が金融機関の休業日の場合は、前営業日に繰り上げる

第 6 補填金の交付

I 補填金の請求（業法第 19 条、第 20 条、第 23 条の 7、8）

1. 請求の内容と手続

(1) 補填金の請求準備

基金は、当該四半期の通常価格差補填金を交付することが見込まれるとき、当該四半期最終月の末日までに、全国連（1 号会員）に対し、補填金の請求準備を行うよう通知する。

(2) 請求様式 1～2 により、以下の手順で請求する。

① 2号会員が農協である場合及び加入単協の場合又は4号会員の場合

当該単協又は4号会員では、様式1によって、加入生産者別に契約数量、購入数量を列記し、そのどちらか低い方を補填対象数量欄に列記した後、「補填対象数量×補填単価」で補填金交付請求額を算出し（ただし、1円未満の端数は切り捨てとする。）、かつ自ら使用した分を契約している場合はそれも記入し、そのうえでそれぞれの欄の合計を記入した様式1の交付請求書を、複写で2部作成し、1部は当該単協又は4号会員の控とし、1部を連合会（全国連）へ提出する。

② 2号会員が連合会である場合

ア. 様式1によって、連合会の加入単協は前記の①と同様に記入した交付請求書を複写で2部作成し、1部は当該単協の控とし、1部を連合会へ提出する。

イ. 当該連合会では、会員たる各単協から提出させた様式1の内容を仔細に点検し、不備の点があれば、それを単協に照会して、当該交付請求書の加入単協の控も整備させたうえで、加入単協より提出された様式1の各合計欄の数字を加入単協内訳の欄に転記し、かつその合計（自ら使用した分を契約している場合もしくは、加入生産者との契約がある場合はそれも記入し合計をとる。）を記入した様式1の交付請求書を、複写で2部作成し、1部は連合会の控とし、1部を全国連（1号会員）の所管支所長に提出する。

③ 全国連では

ア. 全国連（1号会員）の所管支所長は、加入会員である前記の2号会員（単協または連合会）又は4号会員から提出された様式1の交付請求書の記載内容を前記イ.の要領によって整備したうえで、加入会員別内訳とその合計（自ら使用した分を契約している場合はそれも記入して合計をとる。）を記載した様式1の交付請求書を複写で2部作成し、その1部を全国連会長に提出する。

イ. 全国連（1号会員）の本所では、支所長から提出された様式1の交付請求書の請求内容を整備したうえで、支所別内訳とその合計（自ら使用した分を契約している場合はそれも記入して合計をとる。）を記載した様式2の交付請求書を複写で2部作成し、その1部を基金理事長に提出する。

(3) 請求書送付日程

① 全国連の場合

提出先	請求書様式	提出期限	
全国連（本所） 基金	様式 2	第 1 四半期請求	8 月 6 日
		第 2 四半期請求	1 1 月 6 日
		第 3 四半期請求	2 月 6 日
		第 4 四半期請求	4 月 3 0 日

※各四半期の提出期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は金曜日あるいは前日に繰り上げる。

② 2号会員が農協である場合又は4号会員の場合、2号会員が連合会の場合

全国連（１号会員）からの指示により請求様式１を用いて請求書を作成・送付する。

２．留意事項

- (1) 契約数量と購入数量のいずれが少ないかの確認は、個々の生産者ごとに行うことになっており、単協、連合会等の段階でのプール確認は許されない。
- (2) 購入数量の確認は、供給伝票及び台帳 又はこれに準ずるものにより行うものとする。
- (3) 農協等において、加入生産者ごとの補填金請求事務を行う場合に、基金事務担当者が作成した請求書について、その補填対象数量や金額に誤りが無いことを担当上位者又は経理部門等他の部署の者が確認することとする。

なお、その確認が行われたことを証するために、補填金交付請求書には、作成者と確認者が押印することとする。

- (4) 加入生産者と契約している農協等は、加入生産者ごとの配合飼料購入実績数量の確認に際して、出荷元の配合飼料工場（メーカー等）から提出された販売数量を参考にし、責任をもって行うこととする。

また、農協等が、自ら配合飼料の製造販売をしている場合は、加入生産者への販売実績数量を確認出来る帳票等により、責任をもって行うこととする。

- (5) 複数畜種の飼養者の補填対象数量は、複数畜種の配合飼料の合計購入量と合計契約数量のいずれか少ない数量とする。
- (6) 業務方法書第 25 条に基づく調査に関して、基金は価格差補填交付実績に応じて、また、異常補填交付の有無に応じて、当該年度の調査回数を増加させ、指導を徹底するものとする。
- (7) 補填金の交付請求を行うために使用した加入生産者ごとの販売（出荷）年月日、補填対象銘柄及び数量を記載した集計表等を、補填請求月次単位にまとめ保管するものとし、その保管期間は基本契約書の保存される期間とする。
- (8) 補填の対象外銘柄について、全国連（１号会員）は、年度始めに基金及び２号会員又は４号会員に対し て、基金対象外銘柄を一覧表にして提出するものとする。
- (9) 補填交付期間における対象配合飼料の購入実績数量は、具体的には、当該加入生産者に対する農協等の販売者が発行する請求書の仕切り日が当該補填交付期間内であるものの数量の合計とする。
例として、月末に納品したものの決済サイトの延長を目的として翌月の起票伝票とした場合に、前月の納品単価を用いた場合には前月の購入実績として算出し、翌月の納品単価を用いる場合には翌月の購入実績として集計することが必要となる。
- (10) 豚用配合飼料にあつては、種用又は肥育用のいずれかで数量契約している場合、種豚用及び肥育豚用飼料のいずれも対象とすることができるものとする。
また、牛用配合飼料においても、乳牛又は肉用牛のいずれかで数量契約している場合、乳牛用及び肥育用飼料のいずれも対象とすることができるものとする。

Ⅱ 補填金の交付（業法第 21 条～第 23 条、第 23 条の 9～11）

１．交付手続

補填金の交付は、参考様式「価格差補填金交付明細書」を使用等して、請求の手続と逆の順路

で交付します。なお、交付通知の際には契約段階で補填金を確認できるように行う必要があります。

- (1) 2号会員が農協の場合又は4号会員の場合は、基金 → 全国連（1号会員）→ 農協（2号会員）又は4号会員 → 加入生産者
- (2) 2号会員が連合会の場合は、基金 → 全国連（1号会員）→ 連合会（2号会員）→ 加入単協 → 加入生産者
- (3) 2号会員が連合会であって生産者と契約がある場合は、(1)に準じて処理して下さい。

2. 交付期日

基金は、算出された補填金を1号会員を通じて交付するものとし、各会員は各々の契約者に対して補填金を速やかに交付するものとする。

基金から1号会員への交付日は対象四半期最終月の翌々月15日又は基金が指定する日のいずれか早い日とする。この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

全国連以下は段階別に次の基準で交付すること。（金融機関営業日数）

(1) 全国連では

- ① 全国連（本所）→ 全国連（支所）…………… 基金より受領後即日又は翌日
- ② 全国連（支所）→ 2号会員（農協又は連合会）又は4号会員 …… 本所より受領後5日以内

(2) 2号会員が農協の場合

農 協 → 加入生産者 …………… 全国連から受領後7日以内

(3) 2号会員が連合会の場合

- ① 連合会 → 加入単協 …………… 全国連から受領後5日以内
- ② 加入単協 → 加入生産者 …………… 連合会から受領後7日以内

3. 事前交付案内の実施

農協等は、補填金交付請求書を取りまとめた後、速やかに加入生産者に対して、別途定める「配合飼料購入実績通知及び価格差補填金交付明細書」を送付し、その内容を加入生産者に通知するとともに、その内容に疑義が無いことを確認する。

なお、加入生産者より疑義が出された場合には、当該生産者への対応と同時に、上部団体へ遅滞なく報告することとする。

4. 支払方法

- (1) 現金又は小切手
- (2) 銀行振込（貯金振り替）
- (3) 乳代等精算書による場合は、通常、異常の各補填金別に補填対象数量、補填単価、補填金額の明細を区分して明記のこと。
- (4) 積立金と相殺したり、未収金又は売掛金等各種債権と相殺し、その差のみを交付することはできない。

5. 受領の確認

- (1) 補填金が、前記4. 支払方法のとおり適正に、かつ、速やかに交付された証として次の書類

を整備すること。

- ① 全国連 : 2号会員又は4号会員への振り込み控か、2号会員又は4号会員の領収書
- ② 連合会 : 加入単協への振り込み控か、加入単協の領収書
- ③ 単協等 : 生産者への振り込みの控、貯金台帳、乳代等精算書の控、領収書、請求書の単協控の右欄に受領印を押したものの等のいずれかを整備し、必ず加入生産者ごとに受領の確認ができるようにしておくこと。

(2) 補填金交付終了後、下記により報告する。

- ① 報告する内容
 - ア. 補填交付金の交付金額
 - イ. 補填交付金の交付年月日
- ② 報告書の提出期限
 - ア. 単協等: 補填金受領後 30 日以内に、2号会員（又は1号会員）あて報告する。
 - イ. 2号会員等: 単協からの報告を取りまとめのうえ、速やかに1号会員あて報告する。
 - ウ. 1号会員: 2号会員等からの報告を取りまとめ、基金あて報告する。

(3) 出荷実績の修正処理

- ① 報告数量に漏れが発見されたとき、単協等は交付金受領後 30 日以内に、2号会員等を通じて1号会員に出荷実績数量の追加修正を行うことができるものとする。
- ② 一方、二重計上等の多目の報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員等を通じて速やかに出荷実績数量の減数修正を行い、修正数量に応じた補填交付金を返還する。

第7 基金間移動

I 移動の申請（業方第9条の2）

契約移動を申請する加入生産者は、別紙様式1の基金間移動申請書を、次の期限までに必着するよう提出する。

移 動 時 期	提出期限（1号会員～基金）
第1四半期	3月 15 日
第3四半期	8月 15 日

- 1. 申請期限: 土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。
- 2. 添付書類:
 - (1) 前年度又は当年度の数量契約書の写し又は契約を証明出来る書類
 - (2) 転入先との配合飼料基金基本契約書兼数量契約書
- 3. 申請における注意点

- (1) 加入生産者の基金間移動は、業務方法書第5条第2項による基本契約期間（4年間）中4回を限度とする。
- (2) 加入生産者は、基金移動にあたって、単協、2号会員又は1号会員との数量契約を一つの契約移動単位とし、この数量契約を複数の契約に分割することは出来ない。

4. 申請書の注意点

- (1) 申請書は2通作成、関係する都道府県基金協会及び農協に提出する。
- (2) 原本は各提出先にて保管する。
- (3) 申請書の写しを、関係する荷受け組合、都道府県基金協会及び農協を通じて、転入先及び転出元の双方の基金あてに提出する。

5. 基金間移動の可否

基金は、移動申請書の内容について、他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構に照会のうえ、移動申請書ごとの基金間移動の可否を判断し、その結果を1号会員に通知し、1号会員は2号会員又は4号会員に通知する。

II 契約の締結

1. 第1四半期（年度当初からの転入）の場合

- (1) 配合飼料基金基本契約書と数量契約書を締結する。（様式別紙）
- (2) 転入者と2号会員又は4号会員との間の基金契約締結年月日は、3月5日付けとする。

2. 第3四半期（下期からの転入）の場合

- (1) 2号会員（単協）又は4号会員は、転入者との配合飼料基金基本契約書と数量契約書を締結する。（様式別紙）
- (2) 基金と1号会員、1号会員と2号会員又は4号会員との間の契約は、移動申請書の承認通知書等にて代替とする。
- (3) 転入者と2号会員又は4号会員との間の基金契約締結年月日は、8月5日付けとする。

III 別途納付金について

基金間移動による基金転入者からは、別途納付金を徴収しない。

第8 80%ルール

業務方法書 附則（令和5年1月27日理事会決議：以下、「業方当附則」）において規定した「80%ルール」に該当する畜産経営者への通常価格差補填金の返還を要請する対応を以下のとおりとする。

1. 返還対象者

「業方当附則Ⅱ.1（1）（2）」に該当する畜産経営者とする。

2. 返還対象除外

前項1の返還対象者の内、確認書の提出を受け、「業方当附則Ⅱ.1」に定めた「合理的な理由」として以下の事項に該当すると判断された場合、返還対象除外とする。

- (1) 当該畜産経営者からの確認書の提出を受け、他基金〔一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（全農基金）、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（商系基金）〕の新年度の契約数量を確認し、三基金（畜産基金、全農基金、商系基金）合計の新年度契約数量が基準年度契約数量対比80%を超える場合
- (2) 当該畜産経営者からの確認書の提出を受け、「業方当附則Ⅱ.1」に定めた合理的な理由として、以下の事項に該当すると判断された場合
 - ① 廃業による契約未継続
 - ② 飼養規模の縮小等による契約数量減少
 - ③ 経営形態の変更（酪農から繁殖へ等）による契約数量減少
 - ④ 他基金の契約数量を含めた新年度契約数量合計が基準年度契約数量対比80%を超えている

ただし、確認書の提出により返還対象除外となっても、その後、確認書の申請どおりに実施（実行）されていない状況や、実施（実行）したが未達のままで当年度を経過した状況などが確認（後年確認を含む）された場合、返還対象者に切り替えて、返還金を要請する。

3. 返還金の対象年度（基準年度・比較対象年度）

(1) 基準年度

- ① 「80%ルール」の適用を開始した年度の直前年度を基準年度とする。
従って、「80%ルール」の適用を開始した年度である令和5年度に対する基準年度は令和4年度とする。
- ② 令和6年度以降「80%ルール」の適用終了までの間、新たな借入金による通常価格差補填金の交付がない場合、基準年度は令和4年度が継続される。
- ③ 令和6年度以降に新たな借入金による通常価格差補填金の交付が実施された場合、基準年度（令和4年度）は次に借入金による通常価格差補填金の交付が実施された年度（令和5年度）に移行となり、それ以後も同様に基準年度を移行する。

(2) 比較対象年度

- ① 当契約年度（新年度）に対する比較対象年度は、借入金により通常価格差補填金の交付を実施した基準年度を含む直近2ケ年度とする。
従って、令和6年度契約数量に対する比較対象年度契約数量は、基準年度を令和4年度とし令和4年度及び令和5年度の契約数量とする。
- ② 借入金により通常価格差補填金の交付を実施した年度が2ケ年度以上ある場合、それら複数年度の内、比較対象年度は当契約年度の基準年度を含む直近2ケ年度とする。
従って、令和6年度以降に新たな借入金による通常価格差補填金の交付が実施された場合、その新たな借入れによる交付実施年度の次年度（新年度）契約に対する比較対象年度は、前項（1）③により基準年度の移行となる令和5年度及び新たな借入れによる交付実施年度の2ケ年度となる。

(3) 令和5年度以降の新規加入者は、借入金により通常価格差補填金の交付を受けた初年度を基準年度とする。

従って、令和5年度の新規加入者は、借入金により通常価格差補填金が交付された令和5年度を基準年度とし、令和6年度契約数量に対する比較対象年度の契約数量は令和5年度契約数量のみとする。

(4) 年度途中で事業継承（譲渡譲受）等により新規就農（親族継承による新規就農含む）し、基金も継続加入した者（譲受者）の対象年度（基準年度・比較対象年度）は前加入者（譲渡者）の対象年度とする。

4. 返還金の算定方法

- (1) 当該畜産経営者へ交付した通常価格差補填金の内、以下の算式により算定した各四半期の総額とする。ただし、その総額は「業方当附則Ⅱ. 2」並びに「業方当附則（注）」において定めた総額を上限とする。

$$\begin{array}{c} \text{対象四半期における} \\ \text{当該畜産経営者の} \\ \text{補填対象数量} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{対象四半期における} \\ \text{借入金による補填金相当単価} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{対象契約年度の} \\ \text{契約数量前年比率 } A\% \\ (100\% - A\% \geq 20\% \text{以上}) \end{array}$$

- (2) 各基金にて算定した返還金額が 1,000 円未満の場合の当該基金の返還金は「0 円」とする。

5. 返還金の返還方法

- (1) 前年度の契約窓口（基金・1号会員・2号又は4号会員）を経由して返還を行う。
- (2) 返還対象者が当年度（新年度）契約を複数基金（畜産基金・全農基金・商系基金）と締結している場合、対象基金の返還合計金額を当年度（新年度）の契約数量が最も多い基金の契約窓口を経由して返還を行う。
- (3) 前年度契約を複数基金と締結していた返還対象者が当年度（新年度）契約をそれらの基金のいずれとも締結していない場合、前年度の契約数量が最も多い基金の契約窓口を経由して返還を行う。
- (4) 他基金分の返還を受けた基金は、当該基金の指定口座へ送金する。
- (5) 他基金の契約窓口を経由して返還を要請する返還対象者に対しては、当基金において返還要請文を作成し、その要請文を他基金へ提出し、他基金は一括して返還対象者に返還要請を行う。
- (6) 返還対象者からの分割返還要請を認める場合、返還対象者へ「分割返還計画書」の提出を求める。

ただし、返還対象者からの両基金への分割返還要請を認める場合、各基金宛てに「分割返還計画書」の提出を求める。

6. 確認書

第2項における確認書の提出は以下のとおりとする。

- (1) 確認書は、別紙「令和●年度配合飼料基金数量契約の未継続・数量減少の理由に関する確認書（以下、確認書）」とし、提出者（返還対象者）の印、並びに 加入団体長（農業協同組合長・出荷組合長等）の公印を押印した「原本」を基金へ提出する。

また、FAX及びコピー等による提出は一切認めない。

- (2) 確認書は、当年度（新年度）契約用として改められた場合、改められた確認書にて提出する。

- (3) 廃業の場合

確認書に所属団体長（農業協同組合・出荷組合等）の印のある「廃業証明書（原本）」を添付する。

当年度（新年度）における廃業予定者は所属団体長（農業協同組合・出荷組合等）の印のある「廃業予定証明書（原本）」を添付し、廃業後、「廃業証明書（原本）」を別途提出する。

- (4) 他基金との契約数量の移行の場合

- ① 他基金へ全量移行の場合

確認書に他基金との当年度（新年度）の数量契約書（写）の添付

② 他基金への契約数量の一部移行の場合

確認書に他基金との当年度（新年度）の数量契約書（写）の添付

＊ 他基金における当年度（新年度）の契約数量を含めた契約数量が前年度契約数量
対比80%以下、若しくは80%ちょうど場合は返還対象となる。

(5) 経営規模縮小による契約数量の減少（当年度（新年度）契約数量が前年度契約数量の80%以下に減少）の場合

確認書へ飼養頭羽数等の減少も80%以下となる経営規模縮小内容及びその縮小に伴う契約数量の減少状況を具体的に記載する。

＊ 契約数量比60%の場合、飼養頭羽数も同等又は60%以下である等の状況

(6) 経営形態の変更（酪農から和牛繁殖への変更等）による契約数量減少の場合

確認書へ経営形態の変更内容及びその変更に伴う契約数量の減少状況を具体的に記載する。

＊ 次年度（当該年度の翌年度）以降において同様の変更理由は不可とする。

(7) 令和5年度契約において『確認書』を提出した加入生産者の内、令和6年度契約も継続契約（加入）される全ての生産者（「基金間移動」による転入・転出者を含む）は、令和6年度においても『確認書（令和6年度版）』を提出する。

ただし、令和5年度に廃業した生産者、並びに令和5年度（上期・下期）において全量他基金へ移動（転出）した生産者の『確認書』の提出は不要とする。

7. 留意事項

(1) 契約数量の減少理由において、他の畜種との整合性を保つ観点から以下の理由は「合理的な理由」として認めない。

- ① 飼料給与体系の見直し（配合飼料分離給与からTMR飼料等への変更）による契約数量の減少
- ② 自給飼料の利用量の増加に伴う契約数量の減少

(2) 返還対象者については、要求された返還金の返還が完了しない限り、当「80%ルール」が解消後も基金制度への再加入はできない。

返還対象者が返還金の返還を完了しない状況において、畜産経営を後継者（親族）や新規就農者等へ事業継承（譲渡）した場合、継承（譲受）者はその返還金の返還を完了させない限り、基金制度への加入はできない。

第9 その他の基金事務処理上の留意点

I 受領印の押印

単協又は4号会員は、事務処理要領第7（補填金の交付）II（補填金の交付）5.（受領の確認）で用いられた書類のうち、加入生産者からの受領印が必要な書類にあっては必ず受領印の押印を求め、保管すること。

II 四半期別の整理・整頓

基金業務に係るすべての台帳、伝票等を四半期別にして、別冊で整理、整備すること。

III 経理処理について

補填積立金の支出、補填金の受入に伴う契約段階の経理処理等について、それぞれの定められた処理方法で行うこと。

IV 基金関係書類の保存期間

1. 契約書、証憑書類、伝票、台帳

基本契約書の保存期間と同期間

2. 補助金関係

保存期間の明示されているものは、その期限まで、その他は上記1と同期間

V 積立金及び補填金の税務上の取扱い

1. 所得税法及び法人税法の取扱い

(1) 通常補填積立金

通常補填積立金は、4事業年度の基本契約期間ごとに、基金が価格差補填事業に係る資金として国税庁長官の指定を受けて、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして、所得の計算上、必要経費又は損金の額に算入することができる。

(2) 補填金

通常価格差補填金及び異常価格差補填金は、非課税所得の要件に該当しないので、所得の金額の計算上、収入金額又は益金に算入することとなる。

2. 消費税法上の取扱い

(1) 通常補填積立金

通常補填積立金は、消費税法第6条及び別表1の3並びに同法第10条第3項第13号（保険料に類する共済掛金その他保険料に類するものを対価とする役務の提供）に該当し、非課税取扱いとなる。

(2) 補填金

通常価格差補填金及び異常価格差補填金は、配合飼料価格の大幅な変動（保険事故）に伴い受け取るものであり、保険金又は共済金に準ずるもので、資産の譲渡等に係る対価に該当せず、不課税取引となる。従って、課税売上には該当せず、消費税は賦課されない。

VI 契約書の印紙について

配合飼料価格差補填基金に係る契約は、印紙税法の定める課税文書に該当しないため、印紙は不要である。

附 則

- 1 この事務処理要領の制定及び重要事項の変更は、理事会の決議による。
- 2 この事務処理要領の解釈及び軽微な事項の変更は、理事長が決定する。
- 3 変更後の事務処理要領は、平成 26 年 10 月 20 日から実施し、平成 26 年度第 3 四半期以降の数量契約の変更又は解約から適用する。

附 則 （平成 28 年 8 月 22 日 理事長決裁）

変更後の事務処理要領は、理事長の決裁があった日から実施し、平成 29 年度以降の数量契約から適用する。

附 則 （平成 29 年 4 月 19 日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施し、平成 29 年度第 2 四半期分から適用する。

附 則 （平成 30 年 11 月 14 日 理事長決裁）

変更後の事務処理要領は、理事長の決裁があった日から実施する。

附 則 （平成 31 年 1 月 24 日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施し、平成 31 年度第 1 四半期の基金間移動から適用する。

附 則 （令和元年 10 月 18 日 理事会決議）

- 1 変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施し、令和元年 9 月 9 日に遡及して適用する。
- 2 令和元年度に限り、台風 15 号の影響により令和元年度第 3 四半期の契約の変更又は解約する必要がある場合、及び期限までの変更又は解約の申請ができない場合、それらの契約の変更又は解約の申請期限を、第 4-Ⅲ-3 (5) の規定にかかわらず以下のとおりとする。

1 号会員への申請期限	11 月 29 日
(加入会員・加入生産者～1 号会員)	
1 号会員～基金	12 月 10 日

- 3 令和元年度に限り、前項に基づき契約数量を変更した場合、及び積立金の第 3 四半期開始前の納入ができない場合、令和元年度第 3 四半期の通常補填積立金の納入期限を、第 5 章-Ⅳ-2 の規定にかかわらず、令和元年度第 4 四半期分の納入期限と同時期まで延期することができる。

附 則 （令和 2 年 9 月 25 日 理事長決裁）

変更後の事務処理要領は、理事長の決裁があった日から実施し、令和 2 年 9 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 （令和 3 年 4 月 22 日 理事会決議）

- 1 変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。
- 2 業務方法書 附則（令和 3 年 4 月 22 日理事会決議）の 2 項により、第 5 章-IV-2 の規定にかかわらず、令和 3 年度第 1 四半期及び第 2 四半期における通常補填積立金の納入期限を下表のとおりとする。

	第 1 四半期分	第 2 四半期分
加入生産者～単協等	6 月 18 日（金）	8 月 20 日（金）
単協等～2 号会員 （加入生産者～2 号会員）	6 月 25 日（金）	8 月 25 日（水）
2 号会員～1 号会員 （単協～1 号会員）	6 月 30 日（水）	8 月 31 日（火）
1 号会員～基金	6 月 30 日（水）	8 月 31 日（火）

- 3 業務方法書 附則（令和 3 年 4 月 22 日理事会決議）の 3 項により、契約数量の変更を申請する場合には、以下の書類等を基金へ提出する。
 - (1) 配合飼料価格差補填数量契約変更（解約）申請書・・・（指定様式）変更・解約申請書
 - (2) 当該加入生産者宛の公的機関発行「殺処分命令書」等の写し
 - (3) 当該加入生産者に対応する 1 号会員（全国連）発行の証明書等

附 則 （令和 3 年 7 月 21 日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施する。

附 則 （令和 4 年 1 月 21 日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施する。

附 則 （令和 4 年 12 月 8 日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施する。

なお、当附則「令和 4 年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における手続き」は以下の項に記載する。

附 則 （令和 5 年 1 月 27 日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施する。

附 則 （令和 5 年 3 月 30 日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、安定機構の理事長の承認（令和 5 年 4 月 7 日）により実施する。

なお、当附則「令和 4 年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における手続き」は以下の項に記載する。

附 則 （令和 6 年 1 月 26 日 理事会決議）

- 1 変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施し、令和 5 年 12 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 （令和 6 年 4 月 24 日 理事会決議）

- 1 変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日から実施する。

TMR 飼料に関する補足規則

事務処理要領第 2 の「対象配合飼料及び対象畜産経営者」に記載する TMR 飼料に関する補足規則は、この規則の定めるところによるものとする。

1 TMR 飼料の定義

ここでいう TMR 飼料とは、主として牛用配合飼料の 1 形態として、通常の配合飼料に粗飼料や食品製造時に発生する副産物を配合し、家畜の栄養を賄えるよう設計された飼料をいう。

2 基金の対象とする TMR 飼料の基準

TMR 飼料全体が基金の対象となる場合とは、当該 TMR 飼料が業務方法書第 3 条で定める要件である次の (1) から (3) の要件をすべて満たす場合とする。

(1) 1 号会員が供給する配合飼料とする。

(2) とうもろこし、こうりゃん等の穀類の区分に属する原材料を必須とし、大豆油かす等の植物性油かす類、ふすま等のそうこう類及び動物質性飼料の 3 区分のうち少なくとも 1 区分に属する原材料からなるものとする。ただし、これらの区分に属する原材料が 3 種類以下の飼料を除くものとする。

(3) 上記に記載する 4 区分に属する原材料が合せて 50% 以上配合されている必要がある。

ただし、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が 50% 以上配合された飼料を除くものとする。（具体例として、事務処理要領に掲載する判別例を参照のこと。）

3 多汁質原材料の取扱い

多汁質原材料（当該原材料中の水分値が 20% を超えるものをいう。）を配合した場合は、当該原材料を 15% の水分値に換算した重量比をもって算出する。

上記 2 (2) の 4 区分に属する原材料である多汁質原料の場合は、15% 水分値に換算された重量比を用いて 4 区分に属する原材料が合計して 50% 以上の配合割合となることが必要となる。また、契約数量及び購入実績数量を算出する際にも同様に 15% の水分に換算して算出するものとする。

なお、製造時に加水された部分については計算基礎から除外するものとする。

4 TMR 飼料全体が配合飼料としての要件を満たさない場合

TMR 飼料に通常の配合飼料を基礎飼料として配合する場合に、当該 TMR 飼料が上記 2 (2) に規定する 4 区分に属する原材料の配合割合が 50% 未満の場合においては、当該 TMR 飼料の原材料の一部として配合される配合飼料が、上記 (1) から (3) を満たしている場合、当該配合飼料部分のみが基金の対象となる。

なお、同一敷地内で基礎飼料と TMR 飼料を製造する場合に、上記 (1) から (3) を満たしている基礎飼料の数量が把握できる場合には、当該 TMR に配合される基礎飼料を対象と出来るものとする。

5 基金対象TMR飼料の対象割合の表示及び利用者への通知

基金対象TMR飼料を供給する1号会員は、供給者団体名及び当該TMR飼料のうち基金の対象となる割合を、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、飼料安全法という。）に基づく飼料成分表の欄外に記載することとする。

また、上記2に適合しない銘柄については、事務処理要領第2の規定により、基金及び当該TMR飼料を利用する会員に対して通知することとする。（又は、基金の加入対象となる銘柄名を通知することでも可とする。）

6 TMR飼料の製造施設について

TMR飼料全量を基金の対象とするTMR飼料を製造する施設については、必ずしも1号会員が所有する施設に限らないが、飼料安全法第50条による届出が行われていることが必要となる。

なお、TMR飼料の原材料の一部として基礎飼料を利用する場合には、当該基礎飼料が配合された数量が把握できる製造施設であることが必要となる。

附 則

- 1 この規則の制定及び大幅な改廃は、理事会の議決による。
- 2 この規則の大幅ではない改廃、解釈その他の疑義は、理事長が決定する。
- 3 この規則は、平成21年10月1日から準用し、平成22年4月1日から施行する。

TMR 表示例－1

製造年月日			
飼料の名称			
飼料の種類	乳用牛飼育用配合飼料		
製造業者の	〇〇連合会		
氏名又は住所	〇〇県××市△△町		
製造事業場の名称及び			
所在地	〇〇県××市△△町		
正味重量	1, 000キログラム		
成分量			
粗たん白質	14.5%以上	粗脂肪	2.5%以上
粗繊維	16.0%以下	粗灰分	10.0%以下
カルシウム	0.7%以上	りん	0.2%以上
		TDN	68.5%以上

含有する飼料添加物の名称

ビタミンA、ビタミンD3、ビタミンE、硫酸鉄、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸マンガン、硫酸コバルト、炭酸マグネシウム

原材料名等		
原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	34%	とうもろこし、大麦、マイロ、小麦粉
そうこう類	12%	ふすま、コーングルテンフィード
植物性油粕類	9%	大豆油かす、なたね油かす、(ごま油かす)
その他	45%	アルファルファ、ビートパルプ、綿実、糖蜜 炭酸カルシウム、食塩

[注] 1、 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。
2、 ()内の原材料は原料事情により使用しないことがある。

飼 料 供 給 者 名

農業協同組合連合会

安 定 基 金 対 象 割 合

100 %

TMR表示例ー2

製造年月日			
飼料の名称			
飼料の種類	乳用牛飼育用配合飼料		
製造業者の	〇〇連合会		
氏名又は住所	〇〇県××市△△町		
製造事業場の名称及び			
所在地	〇〇県××市△△町		
正味重量	400キログラム		
成分量	(うち、添加した水の重量100kg)		
粗たん白質	8.0%以上	粗脂肪	1.5%以上
粗繊維	20.0%以下	粗灰分	10.0%以下
カルシウム	0.5%以上	りん	0.2%以上
		TDN	50.0%以上

含有する飼料添加物の名称

ビタミンA、ビタミンD3、ビタミンE、硫酸鉄、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸マンガン、硫酸コバルト、炭酸マグネシウム

原材料名等		
原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	24%	とうもろこし、大麦、マイロ、小麦粉
そうこう類	22%	ふすま、コーングルテンフィード
植物性油粕類	9%	大豆油かす、なたね油かす、(ごま油かす)
その他	45%	アルファルファ、ビートパルプ、綿実、糖蜜 炭酸カルシウム、食塩

[注] 1、 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。
2、 ()内の原材料は原料事情により使用しないことがある。

飼 料 供 給 者 名

農業協同組合連合会

安定基金対象割合 75 %

本製品は上記原材料以外に発酵に適した水分への調整のため、水を添加しています。
(最終製品重量の25%相当)

TMR 表示例ー 3

製造年月日	
飼料の名称	
飼料の種類	乳用牛飼育用配合飼料
製造業者の	〇〇連合会
氏名又は住所	〇〇県××市△△町
製造事業場 の名称及び	
所在地	〇〇県××市△△町
正味重量	400キログラム
成分量	
粗たん白質 8.0%以上	粗脂肪 1.5%以上
粗繊維 20.0%以下	粗灰分 10.0%以下
カルシウム 0.5%以上	りん 0.2%以上
	TDN 50.0%以上

含有する飼料添加物の名称

ビタミンA、ビタミンD3、ビタミンE、硫酸鉄、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸マンガン、硫酸コバルト、
炭酸マグネシウム

原材料名等		
原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	28%	とうもろこし
そうこう類	25%	ビール粕、ふすま、コーングルテンフィード
植物性油粕類	9%	大豆油かす、なたね油かす、(ごま油かす)
その他	38%	アルファルファ、ビートパルプ、綿実、糖蜜 炭酸カルシウム、食塩

[注] 1、 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。
2、 () 内の原材料は原料事情により使用しないことがある。

飼 料 供 給 者 名 農業協同組合連合会

安定基金対象割合 89% (小数点以下切捨て)

本製品は多汁質原料としてビール粕(水分60%・・・乾物換算15%)を使用しています。

(ビール粕使用量20%として最終製品重量の11%相当が除外水分)									
(15%風乾物換算の計算式)									
風乾物重量(X) ×		$\frac{(100-15)}{100}$		=	$\frac{(100-60)}{100}$	×	80kg		
		0.85X		=	32kg				
		X		=	37kg				
穀類		そうこう類(除くビール粕)		そうこう類(ビール粕)		植物性油粕類		4分類合計重量	4分類合計割合
28%	112 kg	5%	20 kg	37 kg		9%	36 kg	205 kg	51.3%

カッコ内は記載不要

一般社団法人
全国畜産配合飼料価格安定基金（畜産基金）
理事長 隈 部 洋 殿

住所：（加入生産者住所）
氏名：（加入生産者氏名記入） 印

令和 6 年度 配合飼料基金数量契約の未継続・数量減少理由に関する確認書

令和 6 年度の配合飼料基金数量契約の未継続・数量減少の理由について、下記のとおり合理的な理由としての承認を申請します。

記

I. 契約未継続の場合 <以下の該当する理由番号(1または2)に ○ を付けてください>

1. 廃業のため（廃業証明書/廃業予定証明書 要添付）
2. 畜産基金との「全ての契約数量」を他基金へ変更したため（他基金との契約書写 要添付）

基金名	畜種	比較対象年度		当年度 (令和6年度) 契約数量
		基準年度 (令和4年度) 契約数量	(令和5年度) 契約数量	
畜産基金		㊦	㊦	—
全農基金		㊦	㊦	—
商系基金		㊦	㊦	—
合 計		㊦	㊦	—
全農基金		㊦	㊦	㊦
商系基金		㊦	㊦	㊦
合 計		㊦	㊦	㊦

II. 契約数量減少の場合【比較対象年度 契約数量 対比 20%以上減少】

<以下の該当する理由番号(1または2)に ○ を付けてください>

1. 規模縮小のため

	比較対象年度		当年度 (令和 6 年度)	備 考
	基準年度 (令和 4 年度)	(令和 5 年度)		
契約数量	㊦	㊦	㊦	
飼養頭羽数 育				
成				
計				
(記入例) 採卵鶏 飼養変更	10,000 羽 100 頭	5,000 羽 100 頭	5,000 羽 20 頭	前年度、飼養規模縮小 当年度、飼養変更（酪農→肥育）

裏面へ

2. 畜産基金との「一部の契約数量」を他基金へ変更したため (他基金との契約書写 要添付)

基金名	畜種	比較対象年度		当年度 (令和6年度) 契約数量
		基 準 年 度 (令和4年度) 契 約 数 量	(令和5年度) 契 約 数 量	
畜産基金		㊦	㊦	㊦
全農基金		㊦	㊦	㊦
商系基金		㊦	㊦	㊦
合 計		㊦	㊦	㊦
畜産基金		㊦	㊦	㊦
全農基金		㊦	㊦	㊦
商系基金		㊦	㊦	㊦
合 計		㊦	㊦	㊦

私が既に捺印した「配合飼料価格差補填数量契約書」は、上記の申請理由が基金に受理されるまでの間、もしくは受理されなかった場合でも返還対象金額を返納するまでの間、正式に契約が成立しない“仮契約”扱いとなることに同意します。
(仮契約とは、受理または返納までは「配合飼料価格差補填数量契約書」は効力を生じないという趣旨です。)

以上の当加入生産者の申請内容に、相違のないことを確認しました。

住 所 : (契約窓口の農協・団体等の所在地)

農 協 名 : (契約窓口の農協・団体等の名称)

代表者名 : (契約窓口の農協・団体等の代表者名) ⑥

- ご注意：
- ※1. 本確認書は原本の提出をお願いいたします。
(コピー・FAX等による提出は無効です。)
 - ※2. 記載内容が事実と反する場合には、令和4年10月期以降実施した借入金による通常価格差補填金（全部もしくは一部）の返還を求められることがあります。
 - ※3. 本確認書により提供された個人情報とは、配合飼料安定基金の事務遂行に必要な範囲で行う関係団体等への提供以外の目的では用いられません。

附則「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における手続き」

(令和4年12月8日 理事会決議)

公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下、「機構」という。）の「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業」に関する業務方法書の制定（令和4年11月21日制定）に則り、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（以下、「畜産基金」という。）における当事業の手続き（以下、「当手続き」という。）を附則として定める。

第1. 事業の内容

1. 機構の定款附則第34条に規定する令和4年度の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業（以下、「当特別対策事業」という。）」における以下の補助事業である。
 - (1) 当特別対策事業の補填金（以下、「特別補填金」という。）の交付
生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営者に対して、配合飼料価格安定基金制度（以下、「基金制度」という。）に基づく補填金とは別の特別補填金の交付
 - (2) 事業推進指導等の経費（以下、「委託費等」という。）の交付
前項(1)の事業に必要となる事務、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等の経費の交付

第2. 事業の要件

1. 特別補填金の対象となる配合飼料は、基金制度による価格差補填の対象となるものに限る。
2. 特別補填金の対象となる配合飼料の交付対象数量は、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量とする。
ただし、同四半期の配合飼料購入数量が、基金制度による同四半期の契約数量（以下、「契約数量」という。）を上回る場合は、契約数量を上限とする。
3. 特別補填金の交付対象者は、令和4年度第3四半期において基金制度に加入している者とする。
4. 特別補填金の交付を受けようとする畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、その参加申し込みは「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業参加申込書兼補填金交付申請書（別紙様式第1号。以下、「参加申込書」という。）」により申請する。
5. 当特別対策事業に参加する畜産経営者が行う取組の選択については、「生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組計画（別紙様式第1号の別紙。以下、「取組計画」という。）」において、「Ⅰ. 畜種共通」及び「Ⅱ. 畜種別」の取組項目から1つ、「Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減」の取組項目から1つ、計2つを選択し取り組むものとする。
6. 前項5.のそれぞれの選択した2つの取組は令和5年度までに取り組むこととする。
なお、当該取組については、畜産経営者における以前からの取組の継続についても対象とする。この場合、畜産経営者は、令和5年度末まで当該取組を継続するものとする。
7. 畜産経営者が前項の取組を実施したことを証する書類は、当該経営者が令和9年度末（令和10年3月31日）まで保管する。

第3. 事業の実施体制

1. 業務の実施体制
当特別対策事業は、畜産基金の業務方法書が規定する価格差補填契約（以下「基金契約」という。）の締結及び、価格差補填金の交付に準じる方法で、畜産基金・1号会員（全国連会員）・2号会員（地域連合会・単協）・4号会員が、当手続きに定めた手続きにより実施する。

2. 業務の委託

- (1) 畜産基金は、1号会員と「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委託契約（別紙様式「委託契約書の1」）。以下、「委託契約1」という。）」を締結し、当特別対策事業の業務の一部を委託する。
- (2) 1号会員は、2号会員及び4号会員の内、1号会員である全国連との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該2号会員・4号会員と「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委託契約（別紙様式「委託契約書の2」）。以下、「委託契約2」という。）」を締結し、畜産基金から委託された業務の一部を再委託する。
- (3) 2号会員は、2号会員への基金加入単協等（2号会員と直接基金契約を締結している単協等）が、2号会員との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該基金加入単協等と「委託契約2」を締結し、畜産基金から委託された業務の一部を再委託する。
- (4) 前項（1）から（3）に基づく委託費等の支払いについては、特別補填金交付後、畜産基金が事業実施に要した会員からの委託費等の請求を取りまとめ、令和5年5月12日（金）を期限とする畜産基金から機構への請求をもって精算する。
- (5) 「第2. 事業の要件の2」による当特別対策事業に参加の畜産経営者との委託契約は不要である。

第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出

1. 事業の案内

畜産経営者との基金契約の締結先である1号会員・2号会員・4号会員は、令和5年1月13日（金）までに、令和4年度第3四半期の契約数量のある畜産経営者に対し、当特別対策事業を案内する。

2. 畜産経営者の参加申請

当特別対策事業に参加する畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、「参加申込書（別紙様式第1号）」及び「取組計画（別紙様式第1号の別紙）」を、令和5年1月20日（金）までに、畜産基金契約窓口団体（2号会員・4号会員等）へ提出し、当特別対策事業の参加申請を行う。

3. 参加申請の入手

2号会員・4号会員等は、令和5年1月20日（金）までに、当特別対策事業に参加する畜産経営者の「参加申込書」及び「取組計画」を入手し保管する。

第5. 特別補填金の交付申請及び交付請求

1. 交付申請

- (1) 2号会員・4号会員は、令和4年12月21日（水）までに、1号会員へ「令和4年度配合飼料価格 高騰緊急特別対策事業補助金交付申請書（別紙様式第2号。以下、「補助金交付申請書」という。）」により、特別補填金等の交付申請を行う。
- (2) 1号会員は、令和4年12月26日（月）までに、畜産基金へ「補助金交付申請書」により、特別補填金等の交付申請を行う。
- (3) 畜産基金は、前項2.を取りまとめ、令和4年12月27日（火）までに、機構へ「補助金交付申請書」により、特別補填金等の交付申請を行う。

2. 交付請求

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年1月25日（水）までに、「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金交付請求書（別紙様式第4号の1。以下、「補填金請求書」という。）」及び「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金請求（別紙様式第4号の1の別紙。以下、「補填金請求書の別紙」という。）」により、1号会員に特別補填金の交付請求を行う。
- (2) 1号会員は、2号会員・4号会員からの請求を取りまとめ、令和5年1月30日（月）までに、「補填金請求書（別紙様式第4号の1）」及び「補填金請求書の別紙（別紙様式第4号の1の別紙（全国連→畜産基金）」により、畜産基金に特別補填金の交付請求を行う。
- (3) 畜産基金は、令和5年1月31日（火）までに、1号会員の請求に基づき、機構に特別補填

金の交付請求を行う。

3. 特別補填金の算定

ア. 特別補填金は、当特別対策事業に参加する畜産経営者別に当該四半期の契約数量と購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり6,750円を乗じて算出する。

イ. 端数は畜産経営者ごとに円未満切り捨てとする。

特別補填金請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年1月25日（水）
2号会員・4号会員 → 1号会員 （単協 → 1号会員）	令和5年1月25日（水）
1号会員 → 畜産基金	令和5年1月30日（月）
畜産基金 → 機構	令和5年1月31日（火）
機構 → 農林水産省	令和5年2月1日（水）

第6. 特別補填金の交付

1. 畜産基金は、機構から交付された特別補填金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付する。

2. 1号会員・2号会員・4号会員は、特別補填金を受領後、各々の当特別対策事業の対象交付先に対して、次の期日において基金制度による補填金交付日と別の日に交付する。

（1）1号会員において

① 1号会員（本所）⇒1号会員（支所）

・・・畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日

② 1号会員（本所）⇒2号会員、又は4号会員

・・・畜産基金より受領後5日以内

③ 1号会員（支所）⇒2号会員、又は4号会員

・・・本所より受領後5日以内

（2）2号会員が地域連合会の場合

① 地域連合会 ⇒ 委託契約を締結した基金加入単協等

・・・1号会員より受領後5日以内

② 委託契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者

・・・地域連合会から受領後7日以内

（3）2号会員（単協等）・4号会員において

① 2号会員・4号会員 ⇒ 畜産経営者

・・・1号会員から受領後7日以内

3. 特別補填金は、全額を当該各畜産経営者に交付し、各段階に滞留させてはならない。

4. 畜産経営者への特別補填金の交付は以下のとおりとする。

ア. 現金、又は小切手

ただし、現金で交付した場合は受領先から領収証を徴収する。

イ. 金融機関口座への振込（受領先指定口座）

ウ. 乳代精算書等による場合は、他の交付金等と区別して明記する。

エ. 未収金や売掛金等との相殺や、補填積立金と相殺してはならない。

5. 畜産基金は、機構からの特別補填金の交付決定通知を受けた後、「特別補填金交付明細書（別紙様式第A号の1）」にて、速やかに1号会員へ事前交付通知（案内）を行う。

なお、事前交付通知（案内）を受領した1号会員は交付対象の2号会員・4号会員へ同様の事前交付通知（案内）を行う。

第7. 特別補填金の追加交付請求と追加交付

1. 前項「第5. 特別補填金の交付申請及び請求の2」の交付請求期限後、追加交付請求が生じた場合、2号会員・4号会員・1号会員は、下表の請求期限をもって、「令和4年度配合飼料価格

高騰緊急特別対策事業補填金追加交付請求書（別紙様式第4号の1（追加分））」及び「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金追加請求（別紙様式第4号の1の別紙（追加分））」により、追加交付請求を行い、畜産基金は令和5年2月28日（火）までに機構へ追加交付請求を行う。

2. 下表の請求期限以降の追加交付は受け付けない。

特別補填金追加請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年2月22日（水）
2号会員・4号会員 → 1号会員 （単協 → 1号会員）	令和5年2月22日（水）
1号会員 → 畜産基金	令和5年2月27日（月）
畜産基金 → 機構	令和5年2月28日（火）
機構 → 農林水産省	令和5年3月1日（水）

3. 追加交付請求の対象となる畜産経営者は、令和5年1月20日までに前項「第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出の2」の申請を行った畜産経営者に限る。
4. 畜産基金は、機構から交付された追加の特別補填金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付し、対象となる畜産経営者には令和5年3月31日（金）までに交付する。
5. 畜産基金は、機構からの特別補填金の追加交付決定通知を受けた後、「特別補填金交付明細書（別紙様式第A号の2）」にて、速やかに1号会員へ事前交付通知（案内）を行う。
なお、事前交付通知（案内）を受領した1号会員は交付対象の2号会員・4号会員へ同様の事前交付通知（案内）を行う。

第8. 特別補填金の返還

1. 特別補填金交付後（追加交付を含む）、特別補填金の過大請求が確認された場合、返還申請の期限は設けず、随時返還処理を行う。
2. 特別補填金の交付を受けた畜産経営者が、前項1以外に次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、特別補填金の返還をしなければならない。
（ア）「取組計画（別紙様式第1号の別紙）」の取組を中止した場合（ただし、取組を変更する場合、又は廃業や被災等によるものであって畜産基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りではない。）
（イ）令和5年度まで実施した「取組計画」の取組が2つに満たない場合
（ウ）虚偽の報告により補填金の交付を不正に受けた場合
3. 返還手続きは、2号会員・4号会員は1号会員へ、1号会員は畜産基金へ「補填金交付請求書（別紙様式第4号の1）」等により報告・返還し、畜産基金はこれを受けて機構に報告・返還する。

第9. 事業推進指導等（委託費等）の経費の交付申請及び請求・交付

1. 事業推進指導費等（委託費等）の対象費目
事業推進指導費（委託費等）の経費を交付する対象費目は「事業推進指導費の対象費目（別表1）」の費目とする。
2. 事業推進指導費等（委託費等）に対する補助金の申請
（1）2号会員・4号会員は、令和4年12月21日（水）までに、1号会員へ「補助金交付申請書（別紙様式第2号）」により、委託費等の交付申請を行う。
（2）1号会員は、令和4年12月26日（月）までに、前項（1）及び1号会員が要する委託費等を取りまとめ、畜産基金へ「補助金交付申請書（別紙様式第2号）」により、委託費等の交付申請を行う。
（3）畜産基金は、前項（2）を取りまとめ、令和4年12月27日（火）までに、機構へ「補助

金交付申請書」により、委託費等の交付申請を行う。

- (4) 当該委託費等は、委託契約が締結された日、又は機構が畜産基金の申請した事業に要する経費を承認した日の、いずれか遅い日以降を補助の対象とする。
- (5) 畜産基金は、機構から補助金の交付決定通知を受領後、速やかに1号会員に通知し、1号会員は補助金の交付申請をした当該2号会員・4号会員へ通知し、更に2号会員（地域連合会）は補助金の交付申請をした当該加入単協等へ通知する。
- (6) 1号会員は、補助金の交付決定通知後において、交付対象事業の計画を変更し、又は計画変更に伴う追加交付を受けようとする場合には、あらかじめ、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）」を畜産基金に提出し、畜産基金はその内容を審査の上、機構に補助金の変更申請を行う。

3. 委託費等に対する補助金の交付請求

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年5月8日（月）までに、前項の委託費等の経費を「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業事業推進指導費交付請求書（別紙様式第4号の2。以下、「委託費等請求書」という。）」により1号会員に請求する。
- (2) 1号会員は、2号会員・4号会員の請求額に自らの委託費等の経費を加算し、令和5年5月10日（水）までに、「委託費等請求書（別紙様式第4号の2）」により畜産基金に請求し、畜産基金は、1号会員の請求を取りまとめ、令和5年5月12日（金）までに、「委託費等請求書（別紙様式第4号の2）」により機構に請求する。
- (3) ただし、その請求額は申請した費目及び金額の範囲内とする。

委託費等の請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年4月21日（金）
2号会員・4号会員 → 1号会員 （単協 → 1号会員）	令和5年5月8日（月）
1号会員 → 畜産基金	令和5年5月10日（水）
畜産基金 → 機構	令和5年5月12日（金）

4. 委託費等に対する補助金の交付

- (1) 畜産基金は、機構から交付された委託費等に対する補助金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付する。
- (2) 1号会員・2号会員・4号会員は、委託費等に対する補助金を受領後、各々の補助金の交付先に対して、次の期日内において基金制度による補填金交付日と別の日に交付する。
 - (ア) 1号会員において
 - ① 1号会員（本所）⇒1号会員（支所）
 - ・・・ 畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日
 - ② 1号会員（本所）⇒2号会員、又は4号会員
 - ・・・ 畜産基金より受領後5日以内
 - ③ 1号会員（支所）⇒2号会員、又は4号会員
 - ・・・ 本所より受領後5日以内
 - (イ) 2号会員が地域連合会の場合
 - ① 地域連合会 ⇒ 委託契約を締結した基金加入単協等
 - ・・・ 1号会員より受領後5日以内
 - ② 委託契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者
 - ・・・ 地域連合会から受領後7日以内
 - (ウ) 2号会員（単協等）・4号会員において
 - ① 2号会員・4号会員 ⇒ 畜産経営者
 - ・・・ 1号会員から受領後7日以内

第10. 交付実績の報告

1. 特別補填金交付完了報告書

2号会員・4号会員・1号会員は、特別補填金交付（追加交付）後、「特別補填金交付完了報告書（別紙様式第B号の1；別紙様式第B号の1（追加分）」を下表の期限をもって

報告する。

	報 告 期 限 (追加分)
単協等 → 2号会員	令和5年3月24日 (金) (4月14日 (金))
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和5年3月27日 (月) (4月17日 (月))
1号会員 → 畜産基金	令和5年3月31日 (金) (4月21日 (金))

2. 実績報告書

- (1) 2号会員・4号会員・1号会員は、「特別補填金」「特別補填金追加」並びに「委託費に対する補助金」の交付完了後、「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績報告書(別紙様式第5号、別紙様式第5号の別紙1、別紙様式第5号の別紙2)」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。
- (2) 畜産基金は、1号会員からの前項(1)実績報告書を取りまとめ、「別紙様式第5号」「別紙様式第5号の別紙1」「別紙様式第5号の別紙2」を下表の期限をもって機構へ報告する。

	報 告 期 限
単協等 → 2号会員	令和5年6月19日 (月)
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和5年6月23日 (金)
1号会員 → 畜産基金	令和5年6月26日 (月)
畜産基金 → 機構	令和5年6月28日 (水)
機構 → 農林水産省	令和5年6月30日 (金)

第11. 取組実績の報告

1. 2号会員・4号会員は、特別補填金の交付を受けた畜産経営者から 令和6年4月30日までに「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業取組実績報告書(別紙様式第6号)」により、「第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出の2」における取組実績の報告を受け、1号会員へ「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における取組実績集計(別紙様式第7号。以下、「取組実績集計」という。)」を下表の期限をもって1号会員へ報告する。
2. 1号会員は、2号会員・4号会員からの前項1の報告を取りまとめ、「取組実績集計(別紙様式第7号)」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。
3. 畜産基金は、1号会員からの前項2の報告を取りまとめ、「取組実績集計(別紙様式第7号)」を下表の期限をもって機構へ報告する。

	報 告 期 限
畜産経営者→2号会員(単協等)	令和6年4月30日 (火)
単協等 → 2号会員	
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和6年6月28日 (金)
1号会員 → 畜産基金	令和6年7月5日 (金)
畜産基金 → 機構	令和6年7月28日 (日)
機構 → 農林水産省	令和6年7月31日 (水)

第12. 証拠書類等の整備保管

畜産基金・1号会員・2号会員・4号会員及び単協等は、当特別補填事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておくものとし、その保管期間は機構が当特別対策事業を完了する令和4年度末の翌年度から起算して5年間となる令和9年度末(令和10年3月31日)までとする。

第13. 消費税及び地方消費税の取扱い

1. 畜産基金は、機構に対して「補助金交付申請書(別紙様式第2号)」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額

として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2. 畜産基金は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第 10. 交付実績の報告の 2」の実績報告書を提出するに当たって、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告額から減額して報告しなければならない。

3. 2号会員・4号会員・1号会員は、それぞれの上部会員等に対して「補助金交付申請書（別紙様式第2号）」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

4. 2号会員・4号会員・1号会員は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第 10. 交付実績の報告の 2」の実績報告書を提出するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告から減額して報告しなければならない。

5. 2号会員・4号会員・1号会員は、前項「第 10. 交付実績の報告の 2」の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第8号の2）」を速やかに畜産基金に提出するとともに、その金額（前項の規定により減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を畜産基金に返還し、畜産基金は機構に「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第8号の1）」を提出し、その金額を返還する。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、又はない場合であっても、その状況等について令和 6 年 6 月 30 日までに、同様式により畜産基金に報告しなければならない。

その他

1. この附則は、機構の理事長の承認を得て、理事会の議決のあった日から適用する。（令和 4 年 12 月 8 日）
2. この附則の軽微な修正、関係機関等の指導による変更、その他の疑義は理事長が決定する。

＜別表１＞

公益社団法人配合飼料供給安定機構配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に関する
業務方法書における事業推進指導費の対象費目

事業推進指導費の対象費目

費 目	内 容	備 考
借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上経費	
賃金	本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）に係る経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短時間（補助事業実施期間）または一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ＣＤ-ＲＯＭ等の少額な記録媒体	消耗品は物品受払簿で管理すること。
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
データ収集・ 処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	人件費は含まれない。

雑役務費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 補填金の振込手数料 ・ 委託の契約書に貼付する印紙代 ・ 直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分 ・ 直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費 ・ 全国基金等の間の情報処理を行うための、表計算ソフトウェア向けのプログラムの作成に要する経費	表計算ソフトウェアの購入のための経費は含まれない。
------	---	----------------------------------

旅費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 現地調査に係る調査旅費 ・ 畜産経営体への推進指導に係る指導旅費 ・ 畜産経営体の取組状況の確認に係る確認旅費 ・ 資料収集・各種調査等に係る調査旅費	畜産経営者の取組状況の確認に係る確認旅費は、令和4年度中に行ったものに限る。
会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	

委託費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 全国基金が全国連に委託した事業の実施に直接必要な経費 ・ 全国連が都道府県連等に委託した事業の実施に直接必要な経費 ・ 都道府県連が地域農協に委託した事業の実施に直接必要な経費	委託費の対象となる経費は本表に準じる。
-----	--	----------------------------

附則「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業の手続き」

独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「a l i c」という。）の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱（令和５年３月３０日付け４農畜機第７３１６号）」に基づく、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下、「安定機構」という。）の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要領（令和５年４月６日制定５飼安機第２-34号）（以下、「安定機構実施要領」という。）に則り、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（以下、「畜産基金」という。）における当事業の手続き（以下、「当手続き」という。）を附則として定める。

第１．事業の内容

- １．安定機構の定款附則第３４項、第３５項に規定する令和４年度の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業（以下、「当特別対策事業」という。）」における以下の支援事業である。
 - （１）当特別対策事業の補填金（以下、「特別補填金」という。）の交付
生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営者に対して、配合飼料価格安定基金制度（以下、「基金制度」という。）に基づく補填金とは別の特別補填金の交付
 - （２）事業推進指導等の経費（以下、「委任費等」という。）の交付
前項（１）の事業に必要な事務、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等の経費の交付
 - （３）当特別対策事業の実施期間
当特別対策事業の実施期間は令和５年度とし、前項（１）及び（２）の補助対象は以下の規定による令和４年度第４四半期に係る特別補填金及び委任費等とする。

第２．事業の要件

- １．特別補填金の対象となる配合飼料は、基金制度による価格差補填の対象となるものに限る。
- ２．特別補填金の対象となる配合飼料の交付対象数量は、令和４年度第４四半期の配合飼料購入数量とする。
ただし、同四半期の配合飼料購入数量が、基金制度による同四半期の契約数量（以下、「契約数量」という。）を上回る場合は、契約数量を上限とする。
- ３．特別補填金の交付対象者は、令和４年度第４四半期において基金制度に加入している者とする。
- ４．特別補填金の交付を受けようとする畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、その参加申し込みは「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業参加申込書兼補填金交付申請書（別紙様式第１号。以下、「参加申込書」という。）」により申請する。
- ５．当特別対策事業に参加する畜産経営者が行う取組の選択については、「生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組計画（別紙 様式第１号の別紙。以下、「取組計画」という。）」において、「Ⅰ．畜種共通」及び「Ⅱ．畜種別」の取組項目から１つ、「Ⅲ．配合飼料の使用量の低減」の取組項目から１つ、計２つを選択し取り組むものとする。
- ６．前項５．のそれぞれの選択した２つの取組は令和５年度までに取り組むこととする。
なお、当該取組については、畜産経営者における以前からの取組の継続についても対象とする。この場合、畜産経営者は、令和５年度末まで当該取組を継続するものとする。
- ７．畜産経営者が前項の取組を実施したことを証する書類は、当該経営者が令和１０年度末（令和１１年３月３１日）まで保管する。

第３．事業の実施体制

- １．業務の実施体制

当特別対策事業は、畜産基金の業務方法書が規定する価格差補填契約（以下「基金契約」という。）の締結及び、価格差補填金の交付に準じる方法で、畜産基金・1号会員（全国連会員）・2号会員（地域連合会・単協）・4号会員が、当手続きに定めた手続きにより実施する。

2. 業務の委任

- (1) 畜産基金は、1号会員と「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委任契約（別紙様式「委任契約書の1」。以下、「委任契約1」という。）」を締結し、当特別対策事業の業務の一部を委任する。
- (2) 1号会員は、2号会員及び4号会員の内、1号会員である全国連との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該2号会員・4号会員と「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委任契約（別紙様式「委任契約書の2」。以下、「委任契約2」という。）」を締結し、畜産基金から委任された業務の一部を再委任する。
- (3) 2号会員は、2号会員への基金加入単協等（2号会員と直接基金契約を締結している単協等）が、2号会員との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該基金加入単協等と「委任契約2」を締結し、畜産基金から委任された業務の一部を再委任する。
- (4) 前項（1）から（3）に基づく委任費等の支払いについては、特別補填金交付後、畜産基金が事業実施に要した会員からの委任費等の請求を取りまとめ、令和5年8月30日（水）を期限とする畜産基金から安定機構への請求をもって精算する。
- (5) 「第2. 事業の要件－2」による当特別対策事業に参加の畜産経営者との委任契約は不要である。

第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出

1. 事業の案内

畜産経営者との基金契約の締結先である1号会員・2号会員・4号会員は、令和5年5月8日（月）までに、令和4年度第4四半期の契約数量のある畜産経営者に対し、当特別対策事業を案内する。

2. 畜産経営者の参加申請

当特別対策事業に参加する畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、「参加 申込書兼補填金交付申請書（別紙様式第1号）」及び「取組確認表（別紙様式第1号）」を令和5年5月15日（月）までに、畜産基金契約窓口団体（2号会員・4号会員等）へ提出し、当特別対策事業の参加申請を行う。

なお、当特別対策事業の第3四半期事業の対象となった畜産経営者においては第3四半期事業の取組を継続するものとし、取組確認表の提出は不要とする。

3. 参加申請の入手

2号会員・4号会員等は、令和5年5月15日（月）までに、当特別対策事業に参加する畜産経営者の「参加申込書」及び「取組計画」を入手し保管する。

第5. 特別補填金の交付申請及び交付請求

1. 交付申請

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年4月26日（水）までに、1号会員へ「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付申請書（別紙様式第2号。以下、「補助金交付申請書」という。）」により、特別補填金等の交付申請を行う。
- (2) 1号会員は、令和5年4月27日（木）までに、畜産基金へ「補助金交付申請書」により、特別補填金等の交付申請を行う。
- (3) 畜産基金は、前項2.を取りまとめ、令和5年4月27日（木）までに、安定機構へ「補助金交付申請書」により、特別補填金等の交付申請を行う。

2. 交付請求

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年5月18日（木）までに、「令和4年度第4四半期

に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金交付請求書（別紙様式第4号の1。以下、「補填金請求書」という。）」及び「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金請求（別紙様式第4号の1の別紙。以下、「補填金請求書の別紙」という。）」により、1号会員に特別補填金の交付請求を行う。

- (2) 1号会員は、2号会員・4号会員からの請求を取りまとめ、令和5年5月19日（金）までに、「補填金請求書（別紙様式第4号の1）」及び「補填金請求書の別紙（別紙様式第4号の1の別紙（全国連→畜産基金）」により、畜産基金に特別補填金の交付請求を行う。
- (3) 畜産基金は、令和5年5月19日（金）までに、1号会員の請求に基づき、安定機構に特別補填金の交付請求を行う。

3. 特別補填金の算定

- ア. 特別補填金は、当特別対策事業に参加する畜産経営者別に当該四半期の契約数量と購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり8,500円を乗じて算出する。
- イ. 端数は畜産経営者ごとに円未満切り捨てとする。

特別補填金請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年5月18日（水）
2号会員・4号会員 → 1号会員 （単協 → 1号会員）	令和5年5月18日（木）
1号会員 → 畜産基金	令和5年5月19日（金）
畜産基金 → 安定機構	令和5年5月19日（金）
安定機構 → a l i c	令和5年5月19日（金）

第6. 特別補填金の交付

- 畜産基金は、安定機構から交付された特別補填金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付する。
- 1号会員・2号会員・4号会員は、特別補填金を受領後、各々の当特別対策事業の対象交付先に対して、次の期日内において基金制度による補填金交付日と別の日に交付する。
 - 1号会員において
 - 1号会員（本所）⇒1号会員（支所）
 - ・・・畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日
 - 1号会員（本所）⇒2号会員、又は4号会員
 - ・・・畜産基金より受領後5日以内
 - 1号会員（支所）⇒2号会員、又は4号会員
 - ・・・本所より受領後5日以内
 - 2号会員が地域連合会の場合
 - 地域連合会 ⇒ 委託契約を締結した基金加入単協等
 - ・・・1号会員より受領後5日以内
 - 委託契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者
 - ・・・地域連合会から受領後7日以内
 - 2号会員（単協等）・4号会員において
 - 2号会員・4号会員 ⇒ 畜産経営者
 - ・・・1号会員から受領後7日以内
- 特別補填金は、全額を当該各畜産経営者に交付し、各段階に滞留させてはならない。
- 畜産経営者への特別補填金の交付は以下のとおりとする。
 - 現金、又は小切手
 - ただし、現金で交付した場合は受領先から領収証を徴収する。
 - 金融機関口座への振込（受領先指定口座）
 - 乳代精算書等による場合は、他の交付金等と区別して明記する。
 - 未収金や売掛金等との相殺や、補填積立金と相殺してはならない。

5. 畜産基金は、安定機構からの特別補填金の交付決定通知を受けた後、「特別補填金交付明細書（別紙様式第A号の1）」にて、速やかに1号会員へ事前交付通知（案内）を行う。
 なお、事前交付通知（案内）を受領した1号会員は交付対象の2号会員・4号会員へ同様の事前交付通知（案内）を行う。

第7. 特別補填金の追加交付請求と追加交付

- 前項「第5. 特別補填金の交付申請及び請求－2」の交付請求期限後、追加交付請求が生じた場合、2号会員・4号会員・1号会員は、下表の請求期限をもって、「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金追加交付請求書（別紙様式第4号の1（追加分）」及び「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金追加請求（別紙様式第4号の1の別紙（追加分）」により、追加交付請求を行い、畜産基金は令和5年8月30日（水）までに安定機構へ追加交付請求を行う。
- 下表の請求期限以降の追加交付は受け付けない。

特別補填金追加請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年8月28日（月）
2号会員・4号会員 → 1号会員 （単協 → 1号会員）	令和5年8月28日（月）
1号会員 → 畜産基金	令和5年8月29日（火）
畜産基金 → 安定機構	令和5年8月30日（水）
安定機構 → a l i c	令和5年8月31日（木）

- 追加交付請求の対象となる畜産経営者は、令和5年5月15日（月）までに前項「第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出－2」の申請を行った畜産経営者に限る。
- 畜産基金は、安定機構から交付された追加の特別補填金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付し、対象となる畜産経営者には令和5年9月29日（金）までに交付する。
- 畜産基金は、安定機構からの特別補填金の追加交付決定通知を受けた後、「特別補填金交付明細書（別紙様式第A号の2）」にて、速やかに1号会員へ事前交付通知（案内）を行う。
 なお、事前交付通知（案内）を受領した1号会員は交付対象の2号会員・4号会員へ同様の事前交付通知（案内）を行う。

第8. 特別補填金の返還

- 特別補填金交付後（追加交付を含む）、特別補填金の過大請求が確認された場合、返還申請の期限は設けず、随時返還処理を行う。
- 特別補填金の交付を受けた畜産経営者が、前項1以外に次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、特別補填金を返還しなければならない。
 （ア）「取組計画（別紙様式第1号の別紙）」の取組を中止した場合（ただし、取組を変更する場合、又は廃業や被災等によるものであって畜産基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りではない。）
 （イ）令和5年度まで実施した「取組計画」の取組が2つに満たない場合
 （ウ）虚偽の報告により補填金の交付を不正に受けた場合
- 返還手続きは、2号会員・4号会員は1号会員へ、1号会員は畜産基金へ「補填金交付請求書（別紙様式第4号の1）」等により報告・返還し、畜産基金はこれを受けて安定機構に報告・返還する。

第9. 事業推進指導等（委任費等）の経費の交付申請及び請求・交付

- 事業推進指導費等（委任費等）の対象費目
 事業推進指導費（委任費等）の経費を交付する対象費目は「事業推進指導費の対象費目

(別表1)」の費目とする。

2. 事業推進指導費等(委任費等)に対する補助金の申請

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年4月26日(水)までに、1号会員へ「補助金交付申請書(別紙様式第2号)」により、委任費等の交付申請を行う。
- (2) 1号会員は、令和5年4月27日(木)までに、前項(1)及び1号会員が要する委任費等を取りまとめ、畜産基金へ「補助金交付申請書(別紙様式第2号)」により、委任費等の交付申請を行う。
- (3) 畜産基金は、前項(2)を取りまとめ、令和5年4月27日(木)までに、安定機構へ「補助金交付申請書」により、委任費等の交付申請を行う。
- (4) 当該委任費等は、委任契約が締結された日以降を補助の対象とする。
- (5) 畜産基金は、安定機構から補助金の交付決定通知を受領後、速やかに1号会員に通知し、1号会員は補助金の交付申請をした当該2号会員・4号会員へ通知し、更に2号会員(地域連合会)は補助金の交付申請をした当該加入単協等へ通知する。
- (6) 1号会員は、補助金の交付決定通知後において、交付対象事業の計画を変更し、又は計画変更に伴う追加交付を受けようとする場合には、あらかじめ、「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書(別紙様式第3号)」を畜産基金に提出し、畜産基金はその内容を審査の上、安定機構に補助金の変更申請を行う。

3. 委任費等に対する補助金の交付請求

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年8月28日(月)までに、前項の委任費等の経費を「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業推進指導費交付請求書(別紙様式第4号の2。以下、「委任費等請求書」という。)」により1号会員に請求する。
- (2) 1号会員は、2号会員・4号会員の請求額に自らの委任費等の経費を加算し、令和5年8月29日(火)までに、「委任費等請求書(別紙様式第4号の2)」により畜産基金に請求し、畜産基金は、1号会員の請求を取りまとめ、令和5年8月30日(水)までに、「概算払請求書(安定機構実施要領様式第4号)」により安定機構に請求する。
- (3) ただし、その請求額は申請した費目及び金額の範囲内とする。

委任費等の請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年8月28日(月)
2号会員・4号会員 → 1号会員 (単協 → 1号会員)	令和5年8月28日(月)
1号会員 → 畜産基金	令和5年8月29日(火)
畜産基金 → 安定機構	令和5年8月30日(水)
安定機構 → a l i c	令和5年8月31日(木)

4. 委任費等に対する補助金の交付

- (1) 畜産基金は、安定機構から交付された委任費等に対する補助金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付する。
- (2) 1号会員・2号会員・4号会員は、委任費等に対する補助金を受領後、各々の補助金の交付先に対して、次の期日において基金制度による補填金交付日と別の日に交付する。
 - (ア) 1号会員において
 - ① 1号会員(本所) ⇒ 1号会員(支所)
・・・ 畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日
 - ② 1号会員(本所) ⇒ 2号会員、又は4号会員
・・・ 畜産基金より受領後5日以内
 - ③ 1号会員(支所) ⇒ 2号会員、又は4号会員
・・・ 本所より受領後5日以内
 - (イ) 2号会員が地域連合会の場合

- ① 地域連合会 ⇒ 委任契約を締結した基金加入単協等
 ・ ・ ・ 1号会員より受領後5日以内
- ② 委任契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者
 ・ ・ ・ 地域連合会から受領後7日以内
- (ウ) 2号会員(単協等)・4号会員において
 - ① 2号会員・4号会員 ⇒ 畜産経営者
 ・ ・ ・ 1号会員から受領後7日以内

第10. 交付実績の報告

1. 特別補填金交付完了報告書

2号会員・4号会員・1号会員は、特別補填金交付(追加交付)後、「令和4年度第4四半期に係る特別補填金交付完了報告書(別紙様式第B号の1;別紙様式第B号の1(追加分))」を下表の期限をもって報告する。

	報 告 期 限 (追加分)
単協等 → 2号会員	令和5年6月26日(月)(10月16日(月))
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和5年6月27日(火)(10月17日(火))
1号会員 → 畜産基金	令和5年6月30日(金)(10月20日(金))

2. 実績報告書

- (1) 2号会員・4号会員・1号会員は、「特別補填金」「特別補填金追加」並びに「委任費に対する補助金」の交付完了後、「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績報告書(別紙様式第5号、別紙様式第5号の別紙1、別紙様式第5号の別紙2)」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。
- (2) 畜産基金は、1号会員からの前項(1)実績報告書を取りまとめ、「別紙様式第5号」「別紙様式第5号の別紙1」「別紙様式第5号の別紙2」を下表の期限をもって安定機構へ報告する。

	報 告 期 限
単協等 → 2号会員	令和6年4月5日(金)
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和6年4月8日(月)
1号会員 → 畜産基金	令和6年4月9日(火)
畜産基金 → 安定機構	令和6年4月10日(水)
安定機構 → a l i c	令和6年4月20日(土)

第11. 取組実績の報告

- 1. 2号会員・4号会員は、特別補填金の交付を受けた畜産経営者から 令和6年4月30日までに「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業取組実績報告書(別紙様式第6号)」により、「第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出の2」における取組実績の報告を受け、1号会員へ「令和4年度第4四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における取組実績集計(別紙様式第7号。以下、「取組実績集計」という。)」を下表の期限をもって1号会員へ報告する。
 なお、当特別対策事業の第3四半期事業の対象となった畜産経営者においては第3四半期事業の取組実績報告書をもって報告に代えることができる。
- 2. 1号会員は、2号会員・4号会員からの前項1の報告を取りまとめ、「取組実績集計(別紙様式第7号)」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。
- 3. 畜産基金は、1号会員からの前項2の報告を取りまとめ、「取組実績集計(別紙様式第7号)」を下表の期限をもって安定機構へ報告する。

	報 告 期 限
畜産経営者 → 2号会員（単協等）	令和6年4月30日（火）
単協等 → 2号会員	
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和6年6月28日（金）
1号会員 → 畜産基金	令和6年7月5日（金）
畜産基金 → 安定機構	令和6年7月28日（日）
安定機構 → a l i c	令和6年7月31日（水）

第 12. 証拠書類等の整備保管

畜産基金・1号会員・2号会員・4号会員及び単協等は、当特別補填事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておくものとし、その保管期間は安定機構が当特別対策事業を完了する令和5年度末の翌年度から起算して5年間となる令和10年度末（令和11年3月31日）までとする。

第 13. 消費税及び地方消費税の取扱い

1. 畜産基金は、安定機構に対して「補助金交付申請書（別紙様式第2号）」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2. 畜産基金は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第10. 交付実績の報告の2」の実績報告書を提出するに当たって、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告額から減額して報告しなければならない。
3. 2号会員・4号会員・1号会員は、それぞれの上部会員等に対して「補助金交付申請書（別紙様式第2号）」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

4. 2号会員・4号会員・1号会員は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第10. 交付実績の報告の2」の実績報告書を提出するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告から減額して報告しなければならない。
5. 2号会員・4号会員・1号会員は、前項「第10. 交付実績の報告の2」の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第8号の2）」を速やかに畜産基金に提出するとともに、その金額（前項の規定により減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を畜産基金に返還し、畜産基金は安定機構に「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第8号の1）」を提出し、その金額を返還する。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、又はない場合であっても、その状況等について適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により畜産基金に報告しなければならない。

その他

1. この附則は、理事会の議決（令和 5 年 3 月 30 日）後を得て、安定機構の理事長の承認（令和 5 年 4 月 7 日）を得て適用する。
2. この附則の軽微な修正、関係機関等の指導による変更、その他の疑義は理事長が決定する。

<別表 1>

令和 4 年度第 4 四半期に係る配合飼料価格高騰緊急対策事業の事業推進指導費
の標準的使用基準について

項 目	標準的使用基準 (以下の基準額単価は消費税抜き上限単価)	必要な証拠 (確認) 書類
1. 会場借料	本事業のための会議に要した会場借料 基準額 : 会議等 1 回 1 日及び参加者 1 人 当たり 1,500 円とし、開催時間にかかわらず 基準額以内とする。	①会場借料の請求書及び領収書 ②出席者名簿及び議事録 ③他の事業等との割り掛けする場合は、 割掛率を決定した内部決裁書等
2. 旅費	本事業のための会議、指導及び調査等の ための旅費として、以下の (ア) ~ (オ) を対応した上で、委任先等の定める規定に 基づき算定した額とする。 (ア) 交通費、日当、宿泊費以外の経費 (例：滞在費等の名目により定額で支出してい る費用) は対象外とする。 (イ) 特別車両料金、特別船室料及び特別 航空運賃は支出しない。 (ウ) 午後からの出発や一日の予定が帰路 だけの場合に支出する日当額は、2 分の 1 以内の額とする。 (エ) 出張者が自宅及び実家等 (宿泊料金が 無料である場合を含む) に宿泊した場合、宿 泊料金は支出しないものとする。 (オ) パック旅行の場合、証明する書類と してパック旅行の領収書等を 添付すること とする。 また、当該宿泊料及び航空運賃に ついては、パック料金を上限として支出す るものとする。	①出張命令書、復命書、旅費計算書 ②航空運賃は航空運賃領収書及び搭 乗券半券 ③パック旅行を用いた場合は旅行代 金の領収書及び搭乗券半券 ④他の事業等との割り掛けする場合は、 割掛率を決定した内部決裁書等
3. 印刷製本費	本事業のために必要とする資料等の印 刷・製本費に要した経費 (コピー代含む)	①当該印刷物等の請求書及び領収書 ②当該印刷物 ③他の事業等との割り掛けする場合は、 割掛率を決定した内部決裁書等

4. 消耗品費	本事業のために必要とする用紙、その他事務用品等の購入経費	①当該消耗品の納品書、請求書及び領収書 ②他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等
5. 通信運搬費	本事業のために必要とする郵送料、運送料等の経費	①郵送料等の請求書及び領収書 ②他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等
6. 賃借料	本事業の取りまとめ作業等に必要とするコンピューター等の事務機器の賃借経費	①賃貸借契約書、リース料の請求書 ②機種選定理由書 ③他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等
7. 事務諸費 (雑役務費)	本事業を実施するための必要な次の経費 ・ 補填金の振込手数料 ・ 委任の契約書に貼付する印紙代 ・ 本事業の情報処理を行うための、表計算ソフトウェア向けのプログラムの作成に要する経費。ただし表計算ソフトウェアの購入費は含まない。 ・ その他、本事業を実施するための必要となる経費。ただし、必要性に応じて都度定める。	①支払明細書、領収書、契約書等 ②他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等
8. 賃金等 (アルバイト賃金)	本事業に従事する臨時職員及び派遣職員(いずれも日給・時給ベース)等で、正職員等の対象としない者の賃金(有給休暇は対象外。嘱託職員等で対象/非対象者が混在する委任先等は基準を明確にすること)とする。 単価については、委任先の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規定等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を整備する。	①臨時職員等の賃金領収書又は受領印のある賃金台帳等 ②派遣職員等の個別契約書及び派遣料金支払い帳簿等 ③業務日誌、出勤簿 ④社会保険料の支払帳簿等 ⑤賃金単価の設定根拠となる資料

＊ 委任先等の会計規定等に基づき見積書を徴する必要がある対象経費については証拠(確認)書類を整備しておくこと。